

工場立地法の概要

1. 目的 (法第1条)

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的としている。

2. 制度の仕組み

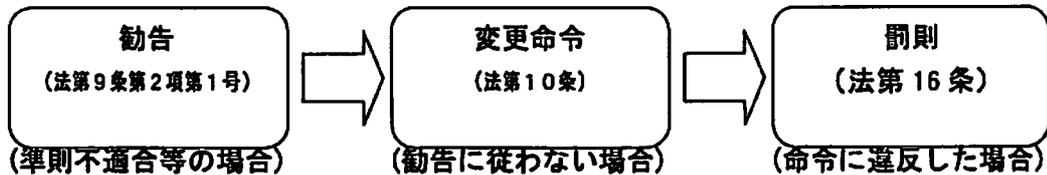
届出(法第6条等)：工場の新設・増設に関する届出義務



工場立地に関する準則の公表(法第4条、第4条の2)

- | | |
|----------------------------------|--------|
| 1. 敷地面積に対する生産施設の面積の割合の上限 | 10~40% |
| (業種によって10、15、20、30、40%のいずれかになる。) | |
| 2. 敷地面積に対する緑地面積の割合の下限 | 20% |
| (地方自治体が独自の割合を設定できる幅→(±10%)) | |
| 3. 敷地面積に対する環境施設面積(含む緑地)の割合の下限 | 25% |
| (地方自治体が独自の割合を設定できる幅→(±10%)) | |

※既存工場(法施行以前に設置された工場)に対しては、生産施設の変更等の際、逐次緑地の整備を求める措置が設けられている。



3. 届出対象工場(特定工場)

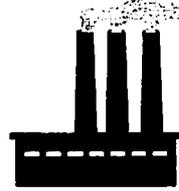
業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱発電所は除く)(施行令第1条)

規模：敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上 (施行令第2条)

4. 届出先(平成9年1月31日以降)

当該工場が立地している都道府県の知事。ただし、当該工場が政令指定都市内に立地している場合は、政令指定都市の長。

工場敷地



○生産施設面積比率の上限が、業種により10、15、20、30、40%に決められる。

○その他の施設（駐車場、事務所、研究所、倉庫等）に関する規制はない。



○緑地を含む環境施設の面積の割合について

→25%以上（ただし、敷地周辺に15%以上配置）

→25%のうち緑地20%以上（下欄）。残り

5%は緑地又は緑地以外の環境施設（噴水、水流等の修景施設、屋外運動場、広場、一般開放された体育館、企業博物館等）

→地方自治体が、地域の実情に応じて、国が定める区域の区分ごとに15~35%の範囲で独自に設定できる。（15%~35%）

○緑地の面積の割合について

→敷地面積の20%以上

→地方自治体が、地域の実情に応じて、国が定める区域の区分ごと10~30%の範囲で独自に設定できる。

生産施設面積率

業種の区分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合
第1種		10/100
第2種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業並びにコークス製造業	15/100
第3種	石油精製業、セメント製造業、電気供給業、パルプ製造業、石油化学系基礎製品製造業(一貫して誘導品を製造するものを含む。以下同じ。)及び板ガラス製造業	20/100
第4種	パルプ及び紙(加工紙を含む。)製造業、無機化学工業製品製造業(無機顔料製造業及び塩製造業を除く。)、高炉による製鉄業、でんぷん製造業、製材業、造作材・合板・建築用組立材料その他の木製品材製造業、石油製品・石炭製品製造業(石油精製業及びコークス製造業を除く。)、窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろく鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属铸件製造業、ボイラー・原動機製造業、特殊産業用機械製造業並びに蓄電池製造業	30/100
第5種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	40/100

工場立地法による緑地等に係る面積規制について

現行制度

(1) 概要

工場の周辺的生活環境の保持を図るため、工場の敷地に一定の緑地及び環境施設（以下、緑地等という。）を整備することを義務付ける。

（注）環境施設は、緑地を含む法律上の用語。緑地以外の環境施設として、公園的なオープンスペース、一般に利用される運動施設等、工場の周辺的生活環境の保持に寄与する施設がある。

(2) 緑地等の面積率の基準

①国の基準

環境施設：25%以上（うち緑地は少なくとも20%以上）

②地域で定める基準

都道府県及び政令指定都市は、国の基準に代えて一定の範囲内で、条例により「地域準則」を定めることが可能。（1都6県4政令指定都市が策定）

	第1種区域	第2種区域	第3種区域
	住居・商業等の用に供されている区域	住居・工業の用に供されている区域	主として工業等の用に供されている区域
環境施設	25%超～35%	20%～30%	15%～25%
うち緑地	20%超～30%	15%～25%	10%～20%

構造改革特区提案等における規制緩和要望

- ①工場敷地の拡大余地が小さく、必要な緑地等が確保できないために工場の建替えや新增設が進まないという問題を抱える自治体
- ②森林や農地等に係る利用上の制約がある山間部に立地する工場について同様の問題を抱える自治体

は、その解決のため、国に緑地等の面積規制の緩和を要望。

<要望の主な事例>

- ・工場集積地区における面積規制の緩和(兵庫県)
- ・工場周辺に山林等がある地区における面積規制の緩和(武雄市)
- ・コンビナート地区における面積規制の緩和(岡山県、倉敷市等)
- ・山林が多い市町村における面積規制の緩和(豊前市)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案

地域の特性・強みをいかした企業立地促進等を通じ、地域産業活性化の実現を目指す。

1. 新法の考え方

● 地域経済の国際的な大競争時代に
相応しい新しい企業立地促進策を推進。
キーワードは「グローバル」。

地域の特性をいかした産業集積事例

- A: 中核企業・外資系企業新規誘致型
　　<三重県クリスタルバレー>
- B: 基盤的技術産業集積型
　　<長野県諏訪地域>
- C: 地域産業集積発展型
　　<徳島県LEDバレー>
- D: サーパーピス産業集積型
　　<沖縄県コールセンター>

- ① 個性ある産業集積の形成・高度化
各地域の多様性や創意工夫に基づき、
地域の強みを活かした産業集積を
形成することが不可欠。
- ② 広域連携による拠点整備
ジャストインタイムの時代だからこそ、
1時間前後の圏域で広域的な生活環
境・事業環境の一体的整備や人材育
成・確保が鍵。
- ③ 迅速な企業立地の実現

2. スキーム

- ① 地域の強みを活かした総合的な計画
- ② 広域連携をする関係者の強い合意

による「地域独自の意欲的な取組」を
支援することで「多様な産業集積」を
全国的に形成。

国：「基本方針」

協議 ↑ ↓ 同意

都道府県及び市町村：「基本計画」

※市町村・都道府県、地元商工団体、
大学、その他研究機関等で
地域産業活性化協議会を構成

申請 ↑ ↓ 承認

事業者：「企業立地計画」
「事業高度化計画」

3. 支援措置

① ヒト・ワザの強化とコスト低減を支援

- 立地企業へ設備投資減税
- 地域の雇用創出に向けた連携(厚労省)
- 大学・高専等と連携した人材育成(文科省)
- 人材育成のための研修費用等の補助、
貸工場・研修施設等への補助等

② 迅速できめ細かい企業立地支援

- 総合的な企業立地支援窓口となる関係省
連絡会を中央及びブロックごとに設置
- 工場立地法の特例(工場敷地の緑地面積
規制権限の市町村への委譲等)
- 中小機構の施設整備等の業務追加等
- 農地転用等の迅速化(農水省等と連携)

③ 頑張る地方自治体の支援

- 企業立地促進に係る地方交付税措置
(総務省)
 - ① 地方税減免の一部を交付税で補填
 - ② 企業誘致に伴う地方税増収分への措置
- インフラ整備(国交省)

「地域産業活性化法案」における緑地等の面積規制に係る措置

(1) 制度の枠組み

- ①国は、指針において、企業立地促進を図る際に環境の保全に配慮することを規定。
- ②指針に基づく計画を策定し、国の同意を得た市町村に対し、面積率を条例により設定できる権限を委譲。

→地域の実状により即した形で、産業活性化と緑地等の適切な確保による生活環境の保持に向けた取組が行われることが期待。

(2) 設定可能とする区域と面積率

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
	第2種区域に相当する区域	第3種区域に相当する区域	乙種区域の内、一般住民の日常的な生活の用に供する建築物がない区域
環境施設	20%~25%	15%~25%	1%~15%
うち緑地	15%~20%	10%~20%	1%~10%

[ポイント]

- ①より区域の状況に応じた面積率の設定を可能とすること。
- ②特区提案における要望を実現できるようにすること。